第３　勧告

職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年大阪府条例第70号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年大阪府条例第86号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

１　令和６年４月の民間給与との比較に基づく給与改定について

(1)　改定の内容

ア　給料表

(ｱ)　職員の給与に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第１のとおり改定すること。

(ｲ)　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。

(ｳ)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。

イ　期末・勤勉手当

(ｱ)　(ｲ)、(ｳ)及び(ｴ)以外の職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ0.7月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

(ｲ)　特定管理職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ0.6月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ0.6月分）とすること。

(ｳ)　指定職給料表の適用を受ける職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6625月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。

(ｴ)　任期付研究員及び特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

ウ　初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を252,400円に引き上げること。

(2)　改定の実施時期

この改定は、令和６年４月１日から実施すること。

２　社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に伴う改定について

(1)改定の内容

　ア　職員の給与に関する条例に定める給料表

１の(1)のアの(ｱ)による改定後の給料表を別記第４のとおり改定すること。これに伴う給料表への切替えは別記第５の切替要領によること。

イ　扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第13条第４項の規定により加算される前の額）を１人につき13,000円とすること。

ウ　地域手当

職員の給与に関する条例第13条の４の規定による地域手当について、支給期間を異動等の日から３年を経過するまでの間とし、異動等の日から２年を経過する日の翌日から３年を経過する日までの期間の支給割合を異動等の前に在勤していた地域等に係る地域手当の支給割合に100分の60を乗じて得た割合とすること。

エ　通勤手当

(ｱ)　１箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び職員の給与に関する条例第14条第３項に規定する「新幹線鉄道等」に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

(ｲ)　新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

(ｳ)　新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対し、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給すること。

オ　単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

カ　管理職員特別勤務手当

(ｱ)　職員の給与に関する条例第11条第１項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前５時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(ｲ)　(ｱ)の管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、(ｱ)による勤務１回につき、それぞれ次に定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

ａ　職員の給与に関する条例第11条第１項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員

6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

ｂ　指定職給料表の適用を受ける職員

ａの人事委員会規則で定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

キ　定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

職員の給与に関する条例第13条の３及び第13条の４の規定による地域手当、住居手当を支給すること。

ク　特定任期付職員の期末・勤勉手当

(ｱ)　６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(ｲ)　勤勉手当を支給すること。

(ｳ)　６月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(ｴ)　特定任期付職員業績手当を廃止すること。

(2)　改定の実施時期

この改定は、令和７年４月１日から実施すること。

(3)　経過措置等

ア　扶養手当の月額等の特例措置

(ｱ)　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

(ｲ)　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合にあっては、条例第13条第４項の規定により加算される前の額）を１人につき11,500円とすること。

イ　その他所要の措置

アに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。